

社長様

## 2023年 今後の経営環境見通しと取るべき対策

株式会社 **アートプラン**  
 社会保険労務士 **辻野扶美**  
 tel: 022-354-1151 fax: 022-354-1152

### [倒産急増・財政破綻の分岐点の年]

新型コロナウイルスの影響はあと2年～3年位とみておく必要があります。今後は、各種支援策が縮小・廃止傾向となりますので、企業存続のため自力で毎月の営業赤字をなくしておく事が最重要です。

2021年秋以降、世界的インフレによる原材料・燃料の上昇、毎年の最低賃金引上げ、パート従業員社会保険加入拡大等の人件費の上昇、借入金過多で返済不能等による倒産・廃業の増加に伴い不良債権60兆円超を抱える銀行等の貸倒損失・貸倒引当金も急増して金融危機、2022年12月20日の日銀の金利引上げ、欧米の金利引上げの動きに伴い国債価格・債券価格下落や中国発等のバブル崩壊、さらには過去最大の114兆3812億円となる2023年度予算による借金膨張により近年中の財政破綻も想定され、日本は国債の利払費が急増するため日本の財政悪化が限界となる分岐点の年となります。

また、一旦、財政破綻が発生しますと、日本は本格化する超高齢化少子化時代・加速化する経済縮小時代に突入していますので、回復が極めて困難かつ長期化する可能性が高いと想定されます。

財政破綻後の企業経営は、極めて厳しいものになりますが、現在の困難な状況乗り越える種々の対策・手法の挑戦が今後の激変経営環境適応力をつけるものとなります。販売価格値上げを行いつつ当面の営業黒字死守と金融危機・バブル崩壊・財政破綻のトリプルリスクへの備えが必須となります。

- (1) 2023年は、企業の仕入価格を売値に転嫁していく時期ですのでインフレは続きます。
- (2) 輸入物価指数、企業物価指数、消費者物価指数は、前年同月比の上昇(又は下落)率のため、上昇率が下落傾向でも前年同月の価格に上乘せしての上昇傾向ですので、仕入価格・消費者物価はさらに高くなります。
- (3) 企業は、仕入価格上昇分を売値に乗せて値上げするだけでは、粗利益は増えません。従って、中堅・中小企業においては人件費を上げる余地がないのが現状です。

働き方改革関連法(中小企業の場合)  
 2020年4月 ①残業時間の罰則付上限規制  
 月100H未満・平均80H以下・年720H以下  
 2021年4月 ②同一労働同一賃金  
 2023年4月 ③残業60時間超+25%割増  
 大企業: ①2019年 ②2020年 ③2010年  
 適用除外・猶予となっていた事業・業務の規制  
 2024年4月 建設業(①と同じ時間規制)  
 運転業務 月平均80H以下・年960H以下  
 医師 月100H未満・年960H以下(地域医療等は年1860H以下)

労務トラブルの多発化  
 ①未払残業代(休憩無し含む)  
 ②パワハラ・セクハラ・マタハラ等  
 ③不当解雇  
 ④営業秘密誓約書を取っておく

パワハラ・セクハラ等誓約書に全役員・従業員の署名

解雇せず退職勧奨

マイナンバー不提出の理由: ①「本人事由によりマイナンバー届出不可」と提出書類に付記②国・自治体等の年間漏洩件数170件(2021年度)の個人情報保護委員会の公表を提示

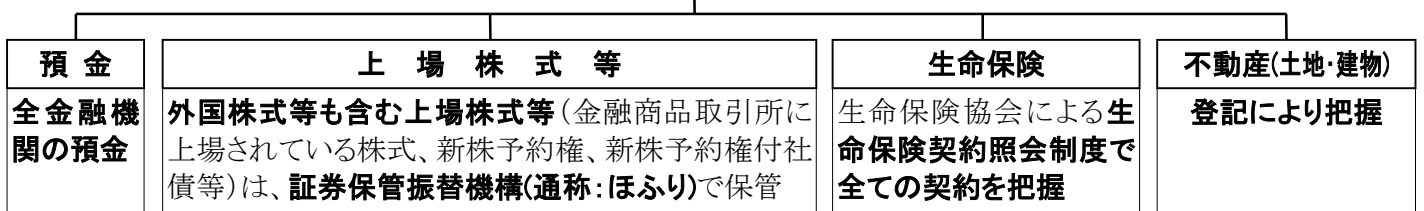
同一労働同一賃金対策:  
 正社員にあってパート・契約社員にない手当(敗訴続出)は極力無くす  
 固定残業手当対策:  
 基本給+固定残業手当にする。就業規則・雇用契約書・給与明細書の整備必須。

社会保険・年金等改正 — 負担増加と給付引下げ  
 2022年10月 雇用保険料率会社負担0.85%/個人負担0.50%に引上げ  
 2023年 4月 雇用保険料率会社負担0.95%/個人負担0.60%に引上げ予定  
 2022年10月 従業員501人以上週20H以上社保加入義務→従業員101人以上対象  
 2024年10月 従業員101人以上週20H以上社保加入義務→従業員 51人以上対象  
 2025年以降 従業員 51人以上週20H以上社保加入義務→従業員 1人以上対象 (予定)  
 2022年 4月 厚生年金+賃金の合計28万円超で一部停止→47万円超で一部停止  
 2022年 4月 65歳～70歳未満の年金額毎年10月に改定  
 2022年 4月 老齢厚生年金・老齢基礎年金の1か月当りの繰上減額率0.5%→0.4% (年金繰上げのメリット増加)  
 2023年 1月 傷病手当金の代理受領の廃止 (支給申請書の受取代理人欄削除)  
 2025年 4月 高年齢雇用継続基本給付金段階的に廃止(～2030年) (2025年4月以降に60歳になる方は給付率が15%から10%に縮小)  
 2021年 4月 70歳までの就業機会の確保努力義務  
 2022年 4月 年金受給開始年齢を60歳～70歳→75歳まで延長(繰下げ)可 ×  
 2021年 4月 特別養護老人ホーム 年金120万円超で食費・居住費22,000円負担増  
 2022年10月 75歳以上医療費1割負担→2割(年収200万円以上)  
 2023年 4月 出産育児一時金42万円→50万円に引上げ(予定)  
 2024年 4月 後期高齢者保険料の上限66万円→73万円に引上げ(予定)  
 2025年 4月 後期高齢者保険料の上限73万円→80万円に2年間で14万円引上げ(予定)

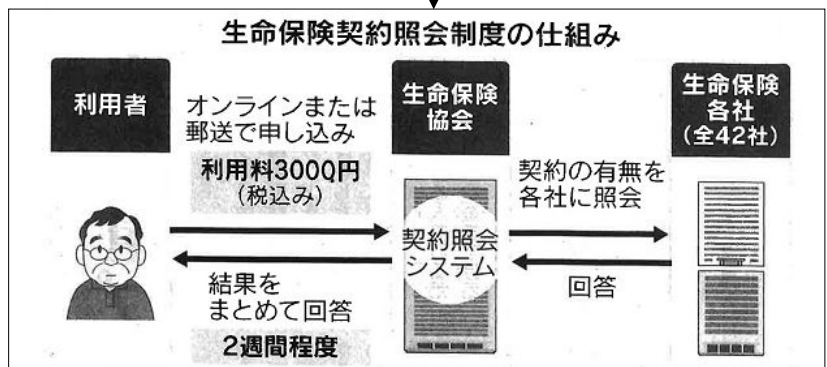
**その他の改正**

- 2022年 4月 安全運転管理者選任事業所(5台以上)に対し運転前後にアルコールチェックが義務化
  - 2023年 9月までにインボイス登録(適格請求書発行事業者登録)受け付け
  - 2023年10月 消費税インボイス制度(免税仕入先が未登録で課税仕入控除不可)
  - 2022年 4月 民法改正(成年18歳) ⇒住宅資金の贈与税非課税・相続時精算課税の受贈者要件20歳以上→18歳以上
  - 2022年 1月 役員以外も勤続5年以下の退職所得(300万超分)は2分の1適用無し 酒・タバコは20歳以上
  - 2020年 4月 事業承継時に経営者保証を不要とする信用保証制度の創設(済み)
  - 2022年 4月 大企業対象のパワハラ防止の周知・相談体制整備・迅速かつ適切な対応等が、中小企業も対象に
  - 2022年 4月 従業員301人以上は女性活躍推進法の行動計画届出(女性の採用・管理職増加等)・周知義務→従業員101人以上対象
  - 2022年 4月 育児介護休業の勤続1年未満の有期雇用者除外は労使協定が必要  
妊娠・出産の申出をした従業員に対する個別の周知・意向確認が必要
  - 2022年10月 男性育休は子の出生後8週以内に4週間まで、2回まで分割取得可能
  - 2022年 6月 改正公益通報保護法 事業者内部通報窓口の設置義務化 従業員301人以上(300人以下は努力義務)
  - 2024年 1月 電子取引記録の電子帳簿化(電子帳簿保存法2022年1月施行から猶予)
  - 2023年 4月 遺産分割協議に10年の期間設定 10年過ぎると原則法定相続割合で分割
  - 2024年 4月 相続土地国庫帰属法施行(2023年4月27日から申請可能)
  - 2024年 4月 土地建物の相続登記3年以内義務化 登記懈怠で10万円以下の過料
- 2023年通常国会 確定給付企業年金(DB)、企業型確定拠出年金(DC)の企業の運用責任義務付け「金融サービス提供法」の改正を目指す
- 2024年 1月 少額投資非課税制度(NISA)の恒久化・期間無制限・最大年360万円、生涯投資枠1800万円の範囲内の方針
- 2024年夏頃 民法改正成立 離婚後300日以内に生まれた子の父は前夫(嫡出推定)→女性が再婚していれば現夫の子とみなす例外を設けた
- 2024年秋頃 健康保険証の発行・再発行がマイナンバー保険証となるが、マイナンバーカードを持たない人や利用できない医療機関でも継続して医療を受けられるようにする(予定)
- 2024年度末 マイナンバーカードと運転免許証情報の一体化(希望者のみ・予定)  
(マイナンバーカードは有効期限(18歳以上は発効から10回目の誕生日、18歳未満は発効から5回目の誕生日)毎に、市区町村窓口での顔写真持参で更新手続が必要)
- 2023年 4月 給与デジタルマネー払い 労働者の同意を条件に解禁(労働基準法改正省令) ×
- 2023年税制大綱 死亡前3年以内の贈与は相続財産に加算して相続税を課税の3年を7年に延長(予定)
- 2023年税制大綱 相続時精算課税制度(2500万円までは非課税)選択後の贈与が年110万円まで申告不要の非課税に改正(予定)

財産税徴収となれば 氏名・生年月日・住所で  
マイナンバーがなくても財産は把握できる



**登録済加入者情報の開示請求**  
被相続人がどんな上場株式等を保有していたか確認したい場合は、「ほふり」に郵送による申込み(費用6050円(税込))で、「ほふり」が上場株式の有無や保有株式の明細を調べて約2~3週間位で調査結果が送付されます。



**損害保険** …生命保険と同様に、日本損害保険協会(自然災害等損保契約照会センター)が各損害保険会社に損害保険契約の有無を調べて2週間位で調査結果が連絡される「自然災害等損保契約照会制度」(無料)があります。但し、本制度の利用は、災害救助法が適用された地域または金融庁国民保護計画に基づく対応要請があった地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った場合に限りです。

**毎月の営業利益のマイナスを無くす事が最重要**

- (1) 毎月の試算表の営業損益を雇用調整助成金・支援金(雑収入)は無いものとして営業黒字にする
- (2) マイナス分は(3)も考慮して曜日別・時間帯別の客数に応じた人員体制の見直しを行う
- (3) 2022年10月から月出勤日数が4分の3以上、かつ週労働時間が4分の3以上が101人以上(2024年10月から51人以上)で特定適用事業所となり、週20時間以上で1か月8万8千円以上のパートの社会保険加入義務  
2021年10月以降の被保険者数で101人以上を日本年金機構がチェック  
対策例  

正社員・4分の3以上パートを100人(2024年50人)以下に絞り込む	必要があれば4分の3未満のパートを増やす
-------------------------------------	----------------------
- (4) 運転資金は無利息型普通預金にしておき使わない定期預金は純金しておく
- (5) 店舗閉鎖の場合は、原状回復費用の相見積・事業譲渡の可能性も検討する

**役員退職慰労金規定の廃止** —— オーナー同族会社の場合、株主総会の決議を経ない規定(内規)でも**従業員役員に高額な退職金支払義務**

①株主総会で役員退職慰労金規定の廃止決議をし、②従業員役員へ役員退職慰労金規定廃止の通知をする

対策:取締役ではなく**執行役員(従業員)**にする

**社長様の超高齢化・後継者不在**  
平均引退年齢70歳になる経営者が245万人(法人93万人、個人事業主152万人)のうち、127万社(法人30万社、個人事業主97万人)が後継者不在

**M&A** (買い手が慎重になる前に取り組む)  
株式譲渡益の20.315%の申告分離課税 雇用維持・取引先維持・社名維持

**役員報酬見直し提案** (年齢不問) —— 役員報酬カットでも手取同額  
・在職老齢年金を受給(60歳以上60万円、65歳以上110万円非課税)+**年金繰上げ請求**  
・関連会社の役員報酬も同時に見直す  
・生前退職金よりも**現行の役員報酬を貰い続け死亡退職金の方がメリット大**

**介護事業は早期M&A**  
フランチャイズには安易に参入しない

**マクロ経済スライド制** (年金引下げ)  
(2019年・2020年発動、2023年度も発動予定)

**マーサ国際年金ランキング**  
日本の年金は44国中35位(持続性が最低ランク)

**従業員の高齢化** (2022年)  
全人口の約35%(4368万人)が60歳以上  
定年再雇用時の賃下げ可否:継続雇用は○  
定年引上げ・定年延長は×

**高齢社員最適賃金提案** —— 賃金4割カットでも本人は定年時手取り月2万円増で会社メリット大  
①高年齢雇用継続給付金(非課税)の獲得  
②在職老齢年金の獲得(60歳以上60万円、65歳以上110万円非課税)  
又は③4分の3未満勤務で①と厚生年金全額を獲得 } +**年金繰上げ請求**

**会社借上げ車両** 使用目的:業務使用で車両保険加入必須

**商標権等登録** 商品名・店名・社名・マーク等

**改正民法2020年4月1日施行**  
①身元保証書・賃貸借契約書等に保証程度額がなければ無効  
②未払金の消滅時効5年に統一(未払残業代も)

**家賃・地代の引下げ**  
民事調停で売上減少割合による賃料引下げ(民法第611条第1項)

**店舗閉鎖**  
①**事業譲渡**も選択肢  
②原状回復義務 —— 経年劣化・自然損耗除く  
③原状回復費用増しによる**敷金不返還**を、**明細請求**で取り戻す  
④**水道利用加入金・水道工事代金を有益費として請求**(民法第608条第2項)

**法務局の遺言書保管制度(3,900円)活用**  
①手書き部分は15行位、②相続人毎に財産目録をワープロで作成、③遺言執行人を相続人以外にしない、④安全資産で即換金できる純金を相続する、⑤相続する預金は**無利息型普通預金**にしておく、⑥公正証書遺言は入院中・字が書けない場合に限定

**健康寿命** 男72.68歳 女75.38歳  
平均寿命 81.64歳 87.74歳  
(約9年間) (約12年間)

**株式信託契約(必須)事前作成** — 自社株式・預金・現金・純金  
社長様の脳梗塞、心筋梗塞、交通事故、認知症等による判断能力喪失で**株主総会が開けない**

**倒産・廃業の急増** → **銀行等の貸倒損失・貸倒引当金も急増** → **銀行経営の行き詰まり** → **無利息型普通預金(定期→純金)**

**パーゼル規制2025年3月~** (金融機関自己資本比率規制) → **中小企業への融資・頭金の少ない住宅ローンが厳しくなる**

**劣後ローンは使わない** —— 10年後の一括返済困難、**実質債務超過会社のレッテル**を貼られ続ける

**新型コロナウイルス感染防止自己防衛対策** (ワクチン接種の有無は、自己判断・自己責任で行います。)

- (1) ワクチン接種の有無に関らず、人間が本来持っている免疫を高める①**食事(納豆、めかぶ、ゴボウ、ニンニク等)**、②**運動(健康空手等)**、③**十分な睡眠(7~7時間半位)**、④**複数人数の事業所内又は飲食店内では、緑茶を少量ずつこまめ**に取る事が**重要**です。
- (2) **77.85%**(2022年1月8日時点)の日本人がワクチン接種しましたが、感染者は一向に減りません。ワクチン接種だけでは解決しません。  
①**未接種者より2回目、3回目接種者の方が10万人当りの新規陽性者数が多くなっている**  
②**ワクチン接種でスパイク(トゲ付き)たんぱく**を体内に注入するため**炎症が起き血栓**がしやすい  
③**ワクチン接種によって自然免疫力が抑制されガン等**になりやすくなる(学術誌「サイエンス」(2022年7月15日号))等が報道されていますが、何故か国は全くこれらの問題に触れようとしていません。
- (3) **日本人は納豆、海藻類等を食するため、本来、人が持っている免疫力が強い**と考えられます。新型コロナ対策は感染症の医学者達が主導していますが、**新型コロナ感染は免疫の病気にも関わらず、免疫学の医学者から提案が全くないのが残念**です。

次ページに続きます。

# 国家財政破綻とは

医療・介護・年金等の社会保障費の大幅削減  
超円安、超インフレ、金利急騰、国債暴落  
1946年3年間でインフレ率4733%

- 財政破綻で影響の大きい業種等
- ①病院・介護施設
  - ②建設業・住宅産業
  - ③補助金(学校等)・助成金ビジネス等
  - ④年金生活者
  - ⑤社会保険診療報酬支払基金
  - ⑥病人(治療・処方薬の必要者)
  - ⑦輸入食料・原材料・燃料を使う業種
  - ⑧マンション・アパート等賃貸業
  - ⑨大量国債保有の銀行・保険会社等
  - ⑩県・市区町村(水道・橋等の修復不能に)
  - ⑪上記以外の業種等も厳しい状況となります。

## 財政破綻後も生き残る3つのポイント

- (1) オーナーが健康である事(ガン等の毎年検診必須、日々の食事・運動・睡眠に気を付ける)
- (2) 資産保全対策をとっている事(純金等保有)
- (3) 経営環境激変対応能力を有している事(日々の改善能力・問題解決能力を身に付けておく)

## ぜひご覧ください

2015年2月16日  
NHK報道番組

ニュースウォッチ9  
預金封鎖のもうひとつのねらい

⇒スマホで検索

預金封鎖nhk  
で見られます

日本の借金膨張 1251兆円(2022年9月)  
2023年度税込69兆円台で約114兆円の予算  
2021年度以降百兆円超の予算で借金膨張  
国の債務超過655兆1634億円(2020年度、2022年1月25日財務省公表)

日本の社会保障費・年金純債務(隠れ借金)  
年間131.1兆円(2022年度予算52兆円  
の不足)、2025年には140.6兆円  
年金純債務(=将来の年金-現在の積立金)  
2004年650兆円→2009年800兆円→2019年1110兆円

日銀の自己資本比率 金利上昇で債務超過  
0.49%(=自己資本3兆4444億円÷総資産  
703兆9414億円、2022年12月)破綻寸前  
破綻以後:金利急騰・国債下落・超円安・超イン  
フレ・預金封鎖・新円切替の可能性大

### 財政破綻対策(財政破綻を前提に備えだけはしておく)

過去の財政破綻 1946年2月16日(銀行休業日の土曜日)突然発表:預金封鎖2年半(出金制限:1世帯月300円(現在価値15万円位)+1人  
当たり月100円(現在価値5万円位))、1946年~1948年の3年間でインフレ率4733%、新円切替、全資産に財産税25%~90%を累進課税で  
国の借金を返済

- ①財政破綻とは、国が破綻する事ではなく、国債や円価値の信認が失われ、企業や国民の生活が極度の困窮状態となる事です。
- ②また、全ての企業が無くなるのではなく、オーナー社長が健康でかつ備えをして潰れなければ企業存続も可能です。

#### [会社の主な対策]

- ①過大な借入をしない。破綻後、事情変更の原則(最高裁判決)により新高金利が設定される可能性有り。参考:(借入金-預金等)÷(税引後利益+減価償却費)=10倍以内(格付:正常先)にしておく。
- ②退職金規定や従業員役員の退職慰労金規定など、後から払うものを無くしておく。会社が払えない場合、役員個人に損害請求の可能性有り(会社法第429条第1項)。この損害賠償責任の消滅時効は10年で相続される。
- ③確定拠出型企業年金(401k)はやらない。確定給付型企業年金(DB)・中退共は破綻後の請求が会社・役員個人にくる可能性があるため脱退する。健康保険組合は解散時の不足金を全加入事業所の連帯保証で支払わされる。
- ④投資商品、節税保険商品等は、解約・整理し純金保有にしておく。

#### [個人の主な対策]

- ①病気になるしない事(治療・処方薬が受けられない)。
- ②処方箋6か月以上(高血圧・血栓防止等)。
- ③当面使わない定期預金を純金保有(破綻後の資産価値保全)にしておく。
- ④円現金6か月分以上。
- ⑤米\$現金3年分以上。財政破綻後は直ちに預金封鎖となり引き出せなくなる。
- ⑥投資・金融商品は解約・整理して純金保有にしておく。
- ⑦食料・日用品3年分以上(熱しなくても食べられるゆであずきや魚肉等の缶詰、水等)。
- ⑧自宅と事業用不動産以外は処分・整理しておく。
- ⑨マンションに居住、保有しない。自宅は一戸建。
- ⑩オーナー社長自宅・資産は役員・連帯保証人でない家族等に贈与・共有としておく。
- ⑪小規模企業共済は65歳未満は借入・65歳以上で解約、中退共・特退共は解約して貰っておく。

財務省公表:日本国の貸借対照表(令和2年度)

債務超過655兆1634億円  
(但し、年金給付債務未計上、売れない・利益の出ない資産の減損未計上等で実質1396兆円超の債務超過)

### 日本は財政破綻しないとする主な主張(財務省公表の国の貸借対照表無視)と見解

- (1) 統合政府バランスシート —— 政府(親会社)と日銀(子会社)のバランスシートを合体させると、政府の負債である国債と、日銀の資産である国債が相殺される。だから瞬時に政府債務は減少してしまう。→社会保障費や国債費等の増加で数千兆円の赤字国債発行となっても政府の債務はない事になってしまいます。
- (2) 外国(人)の国債保有が少ないからギリシャみたいにはならない。→欧米のヘッジファンド等は、日本国債を保有していても、日本取引所グループ(JPX)で国債標準物として国債の先売りができ、ギリシャ危機もヘッジファンドの国債の先売りが発端となっています。
- (3) MMT理論(現代貨幣理論、Modern Monetary Theory) 自国通貨発行の場合、財政再建や緊縮財政を行う必要はなく赤字国債発行分は、国民の資産増加額となり、インフレ傾向になったら増税や歳出削減で対応する。→赤字国債発行分は、社会保障費等に費消されており国民の資産増加とはなっていません。国の巨額の借金膨張によりインフレ傾向になった場合、増税や年金カット等の歳出削減を国民は大幅な負担増加となり受け入れません。
- (4) 個人資産2004兆円あるから大丈夫 —— 日本銀行発表の令和3年度末の資金循環統計の個人資産2004兆円には個人事業の事業性資金、ゴルフ会員権等が含まれ預金は983兆円のみで1946年2月の財産税徴収対象と同様になる可能性があります。
- (5) 対外純資産が411兆円あるから大丈夫 —— 財務省発表の令和3年末対外純資産は、411兆1840億円あります。そのうち民間部門純資産は441兆6480億円ありますが、民間部門が政府の借金を払う事はありません。国の借金に廻せるのは公的部門純資産ですが、残高は△30兆4640億円となっています。

※上記の対策の実施の有無・程度等は、オーナー社長様の自己判断・自己責任で行うべきものです。

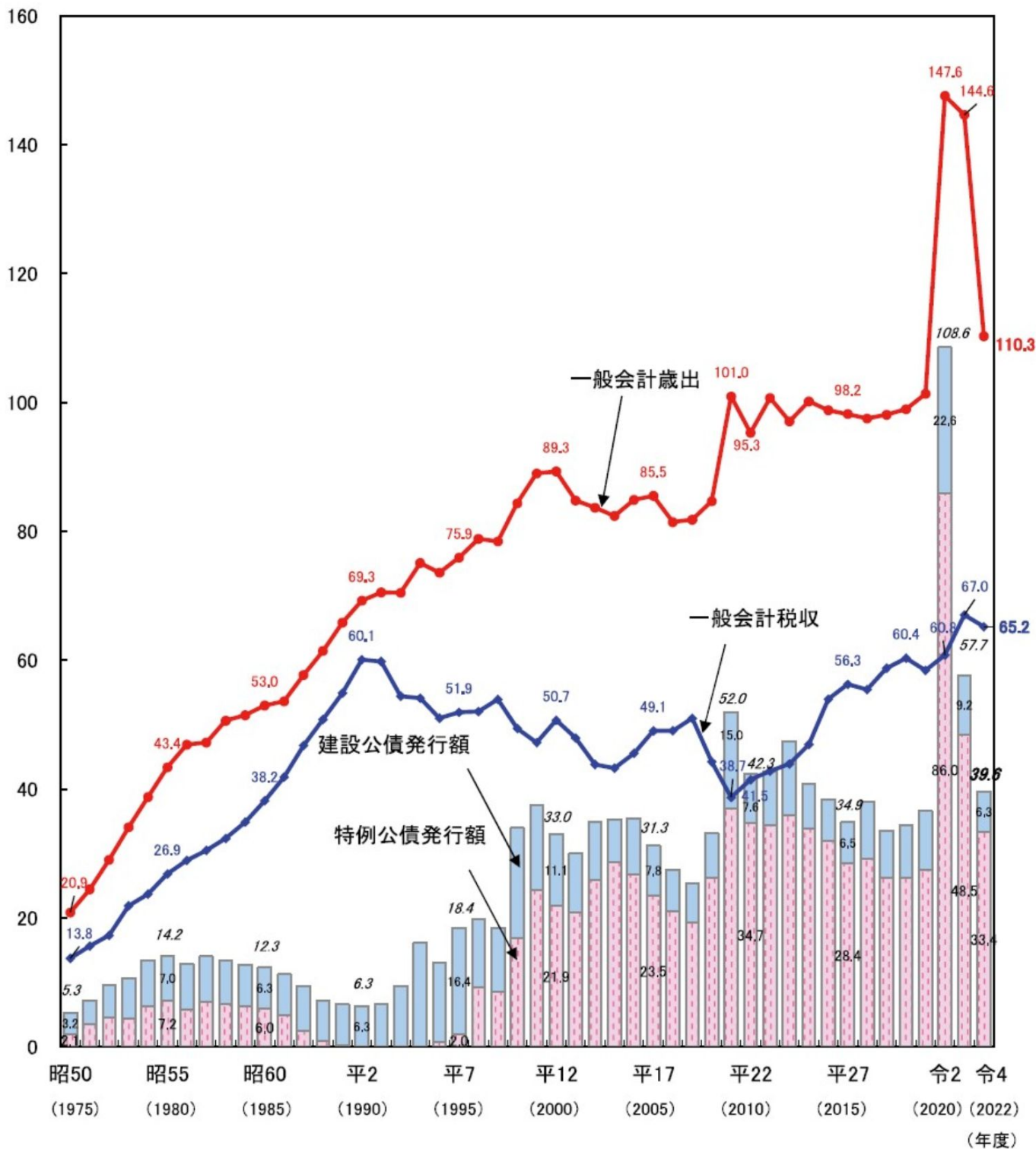
以上、該当項目がありましたら、早期に実行される事をお勧め致します。本年もよろしくお願ひ致します。



## 2. 一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳出が税収を上回る状況が続いています。その差は借金（建設公債・特例公債）によって賄われています。

(兆円)



(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。

(注2) 特例公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

負債1376兆円となり前年比債務超過増加額が1年間の税収を上回る

# 財務省公表2020年度末貸借対照表につきまして

株式会社 アートプラン  
社会保険労務士 辻野扶美

tel:022-354-1151 fax:022-354-1152

財務省：令和2年度「国の財務書類」のポイント

[https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public\\_finance\\_fact\\_sheet/fy2020/point.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2020/point.pdf)

## 1. 令和2年度「国の財務書類」(一般会計・特別会計)の概要

### 貸借対照表

(単位:兆円)

	元年度末	2年度末	増▲減		元年度末	2年度末	増▲減
<b>&lt;資産の部&gt;</b>				<b>&lt;負債の部&gt;</b>			
現金・預金	46.1	69.5	23.4	未払金等	12.1	12.1	0.1
有価証券	126.5	119.7	▲ 6.8	政府短期証券	77.5	92.8	15.3
たな卸資産	4.3	4.1	▲ 0.1	公債	998.8	1,083.9	85.1
未収金等	11.7	12.7	0.9	借入金	32.4	32.9	0.5
前払費用	4.2	3.7	▲ 0.5	預託金	5.9	7.1	1.2
貸付金	107.2	120.1	12.9	責任準備金	9.5	9.5	▲ 0.0
運用寄託金	113.2	112.6	▲ 0.7	公的年金預り金	121.2	121.8	0.6
その他の債権等	4.3	5.2	0.9	退職給付引当金等	6.3	6.1	▲ 0.2
貸倒引当金	▲ 1.4	▲ 1.6	▲ 0.2	その他の負債	9.4	9.8	0.4
有形固定資産	188.7	191.3	2.6				
無形固定資産	0.3	0.4	0.0	<b>負債合計</b>	<b>1,273.1</b>	<b>1,376.0</b>	<b>102.9</b>
出資金	76.3	83.4	7.1	<b>&lt;資産・負債差額の部&gt;</b>			
				<b>資産・負債差額</b>	<b>▲ 591.8</b>	<b>▲ 655.2</b>	<b>▲ 63.4</b>
<b>資産合計</b>	<b>681.3</b>	<b>720.8</b>	<b>39.5</b>	負債及び			
				資産・負債差額合計	<b>681.3</b>	<b>720.8</b>	<b>39.5</b>

### 業務費用計算書

(単位:兆円)

	元年度	2年度	増▲減
人件費	5.2	5.1	▲ 0.0
社会保障給付費	50.4	54.6	4.2
補助金・交付金等(注1)(注2)	53.9	85.3	31.5
持続化給付金等	-	7.2	7.2
地方交付税交付金等	19.8	19.4	▲ 0.4
減価償却費	5.1	5.1	▲ 0.1
支払利息	6.9	6.4	▲ 0.4
その他の業務費用	8.6	7.5	▲ 1.0
<b>業務費用合計</b>	<b>149.8</b>	<b>190.7</b>	<b>40.9</b>

### 資産・負債差額増減計算書

(単位:兆円)

	元年度	2年度	増▲減
<b>前年度末資産・負債差額</b>	<b>▲ 583.4</b>	<b>▲ 591.8</b>	<b>▲ 8.5</b>
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>149.8</b>	<b>190.7</b>	<b>40.9</b>
租税等収入	62.2	64.9	2.8
社会保険料	55.1	55.2	0.0
その他	12.2	11.6	▲ 0.7
<b>財源合計</b>	<b>129.5</b>	<b>131.7</b>	<b>2.1</b>
<b>超過費用(財源-業務費用)</b>	<b>▲ 20.3</b>	<b>▲ 59.1</b>	<b>▲ 38.8</b>
資産評価差額	8.4	▲ 1.5	▲ 9.9
上記 以外 の 変動 に伴 う 増 減	▲ 0.6	▲ 4.2	▲ 3.6
公的年金預り金	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.2
その他資産・負債 差額の増減	4.4	2.0	▲ 2.4
<b>本年度末資産・負債差額</b>	<b>▲ 591.8</b>	<b>▲ 655.2</b>	<b>▲ 63.4</b>

(注1)補助金・交付金等には、地方公共団体や独立行政法人などへの委託費等、運営費交付金などが含まれています。

(注2)補助金・交付金等には、社会保障関係経費が45.0兆円(前年度は37.9兆円)含まれています。

財務省：（参考）「国の財務書類」の資産・負債の推移

単位：兆円

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
資産	672.4	672.7	670.5	674.7	681.3	720.8
負債	1,193.2	1,221.6	1,238.9	1,258.0	1,273.1	1,376.0
資産・負債差額	▲520.8	▲548.9	▲568.4	▲583.4	▲591.8	▲655.2

- (1) 財務省が、2022年1月25日に2020年度末時点の国の貸借対照表を公表しました。
- (2) 負債1376兆円となり、負債が資産を上回る債務超過は、665兆2千億円（前年比で63兆4千億円の悪化）で過去最大を更新しました。
- (3) 債務超過増加額63兆4千億円は、令和3年度の税込57兆円を上回り、財政悪化が極めて深刻な状況になっています。
- (4) なお、国の貸借対照表には、公的年金給付債務未計上や国道や橋等の売却できず収益とならない減損損失未計上のため、実質は1300兆円超の債務超過と考えられます。
- (5) 今後は

- ①世界的インフレによる欧米の金利上昇に伴い日本国債価格の下落(利子は上昇)・利払費の増大
- ②さらなる高齢化に伴う社会保障給付費(年金・医療・介護等)の増大(2021年129.6兆円、2025年140.6兆円)
- ③新型コロナ禍による税収の伸び悩み

等に伴い、より悪化する事から、政府や円通貨の信認を失い、いつ財政破綻が起きてもおかしくないリスクが想定されますので、企業存続とオーナー社長様存続のため、会社とオーナー社長様の当面使用する予定のない定期預金等を純金にして資産保全しておくなどの備えだけは早期にしておく必要があります。

- (6) 1946年2月に起きた日本国の財政破綻時には2月16日(土)に預金封鎖等の特別法を公布し、翌日の2月17日(日)には施行されましたので預金払い戻しができませんでした。財政破綻処理は突然実施され、一旦、実施された後では対策の取りようがありません。
- (7) 文藝春秋2021年11月号に現職の財務省官僚トップである事務次官の「このままでは国家財政は破綻する」の記事が掲載されましたが、日本は先進国中、最悪の財政状況にあるにも関わらず、国会でもマスコミ等でも真剣に財政問題が取り上げられず、財源の議論は全くなくコロナ禍のパラマキのみが議論されています。企業存続とオーナー社長様存続のためには自己防衛する必要があります。
- (8) スマホやパソコンのインターネットで、「預金封鎖nhk」のキーワードで検索しますと、約10分間位のYouTubeで2015年2月16日のNHK報道番組「ニュースウォッチ9 預金封鎖のもうひとつのねらい」で、財政破綻時の実際の映像をご覧できます。
- (9) 「金融危機・財政破綻前のチェック表」で今一度、チェックされておかれる事をお勧め致します。